

○教育次長（堀部 勉君） 今後の計画についてお答えします。

児童・生徒の学校での環境を整えることは基本的責務と考え、安全・安心に学習に取り組む環境を整えることが最重要課題と捉えています。文部科学省の学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックの点検・対策マニュアルにより、本年度は総合点検を実施することとしており、危険箇所の把握に努めるとともに、ロッカー転倒防止、ガラスの飛散防止等、具体的な改善・改修に努めてまいります。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 1 番 古田秀文君。

○1 番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございました。

改修・改善に努めていくというお答えをいただきまして、大変ありがたいと思います。最後に1つだけ要望を述べさせていただきます。

学校施設は、子供たちの活動の場であり、また非常時には地域住民の避難場所となることから、その安全性は大変重要であると思います。学校保健安全法第26条には、学校の施設者が施設・設備の整備充実に努めること、また第28条には、校長が施設・設備の安全確保、措置を講じることとなっておりますので、ぜひこれからも安全性の確保と防災機能の強化に一層の努力をお願いしたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野倉和郎君） 次に、3 番 辻文男君。

○3 番（辻 文男君） こんにちは。

私は、発言通告に従いまして一般質問3点を行います。

最初は、市の所有する資産の土地・建物の有効活用についてであります。

平成24年度決算によりますと、当市の公有財産の中で、土地について行政財産は66万7,414平米、普通財産94万1,059平米、合計160万8,473平米、また建物では行政財産として木造4,864平米、非木造12万7,182平米、普通財産として木造733平米、非木造1,318平米であり、合計では木造5,612平米、非木造12万8,500平米と報告されています。

地方自治法238条によれば、行政財産とは、普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと決定した財産のことをいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産を意味するものとされています。

平成24年度の決算状況審査意見書によれば、本市における財政状況は、財政力指数、経常収支比率、公債費比率がいずれも前年度ポイントを下回りましたが、経常収支比率は依然として高い率を示しています。これをいかにして下げるかが今後の課題である。また、今後も厳しい財政状況が続くと考えられる中で、自主財源の積極的な確保に努め、一層の行財政改革を図り、財政健全化に努められることを切望するものであるとまとめられています。

このような報告を受けて、私は、現在の美濃市において自主財源の確保に積極的に寄与できるものの一つとして、市の所有する資産を有効活用する必要があると考えました。自主財源の第一は市税ですが、市の所有している土地や建物には課税されませんので、それらのう

ち賃貸や売却が可能なものについては、常に社会情勢や需要状況を把握しながら、財源確保につながるように管理していくのが望ましいと思っています。そういう意味で、市が保有している土地や建物に限って言えば、個人所有にできる物件があれば、個人で所有していただければ市税の増加となり、財政面の負担軽減につながるようになります。

市有地の一部をインターネットオークションに出して2カ所とも落札された佐賀県武雄市の事例があります。先月の8月28日の岐阜新聞の記事ですが、一部を引用し、御紹介したいと思います。

買い手がないため、佐賀県武雄市が1円でインターネットのオークションに出した市有地2カ所が606万円と101万円で落札された。落札者が9月12日までに保証金を納めると売買契約が成立する。落札者に家を建ててもらおうと、7月にインターネット検索大手ヤフーのオークションに出品していた。市によると、606万円で落札されたのは公共事業の土捨て場だった雑種地1,193平米、101万円の値がついたのは県警幹部の公舎跡地236平米。2013年度の固定資産税の評価額をもとにした参考価格は、雑種地が1,688万7,000円、公舎跡地は545万7,000円という。市担当者は、参考価格では売れないので市場価格に委ねた、落札額とは差があるが、固定資産税や住民税が入ることを期待したいと話す。それぞれ県内外から10件前後の入札があり、佐賀県内の別々の入札者が落札したというものです。

有効活用を模索する中で、1円からスタートするというオークションへの出品は、売れなかったらどうしようかということではなく、どれだけ安い価格で落札されても売り切ることが活用につながるという決断であり、是非はともかくとして、今後、資産の有効活用の注目すべき施策になると思っています。こうした観点から、市の所有する資産の土地・建物の有効活用について、身近な事例で活用を考えてみたいと思います。

本市では、ここ数年、小・中学校の統廃合が進み、教職員数も減少しています。そういう状態にあると思いますが、あわせて教職員用の住宅も空き室が多いように見受けられます。

そこで、教員住宅の最近10年間の利用状況はどのようになっているのか、教育次長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野倉和郎君） 教育次長 堀部勉君。

○教育次長（堀部 勉君） 市の所有する資産、土地・建物の有効活用についての、教育住宅の最近10年の利用状況についてお答えします。

梅山教職員住宅は築22年で、部屋数は12室あります。17年度までは満室でしたが、その後減少し、23年度以降は8室入居となっております。松鞍荘は築28年で、部屋数は世帯用2室と単身用4室がありますが、世帯用は平成14年度以降平均1室利用で、22年度以降は入居者はありません。また、単身用は17年度に1室利用があったのみで、それ以外は利用者はありません。また、平成23年度以降は東日本大震災避難者用の宿泊施設としても確保してまいりましたが、今日まで利用申し込みはありません。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 3番 辻文男君。

○3番(辻 文男君) ありがとうございます。

梅山住宅は、現在、1棟12室のうち8室が入居利用されている状況は理解いたしました。また、松鞍荘は、世帯用の2戸については平成22年以降の利用はなく、単身者用居室4室については平成14年以降では17年に1室の利用があっただけで全く利用されていないということ、平成23年度以降は東日本震災の避難者に提供できる市の宿泊施設として確保されておりますが、現在に至るまで利用申し込みはなく、空室のままの状況であるということの答弁とともに、単身者用居室は浴室、トイレが共用であり、今どきの住居スタイルにはそぐわない間取りであることも含めて、改めて教員住宅の需要が減っているということを実感いたしました。

こうした状況を踏まえて、教育住宅の今後の利用見込みについてどのようにお考えになってみえるのか、教育次長にお伺いしたいと思います。

○議長(野倉和郎君) 教育次長 堀部勉君。

○教育次長(堀部 勉君) 今後の利用見込みについてお答えします。

児童・生徒数は減少し、それに伴い教職員定数も減少していくと思われませんが、梅山住宅については、おおむね現在の利用者数で推移していくと考えます。松鞍荘は、築28年と古く、単身用については、先ほど辻議員が指摘されましたとおり、トイレ、風呂、炊事は共同使用で時代のニーズにマッチしていないこともあり、今後も利用者の見込みは立たないと考えております。また、東日本大震災で被災された方のための一時的な住宅として提供してきましたが、震災から2年半が経過した現在も利用者はなく、今後もないと考えます。なお、過去に他の災害において一時的に生活された方はありましたが、継続的な利用については見込めないものと考えます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長(野倉和郎君) 3番 辻文男君。

○3番(辻 文男君) ありがとうございます。

教員住宅の必要がなくなることはないと思われませんが、松鞍荘については、今までの利用実績から考えても、存在の必要がない施設と考えても差し支えないように思いますし、仮に緊急の需要が発生したとしても、梅山住宅では数戸の空室状態が続いており、臨機応変の対応が可能であると考えられます。

今後の使用見込みがない状況では、せつかくの土地・建物がもったいないことになってしまいます。松鞍荘のある亀野町付近は立地条件もよい場所なので買い手はすぐにもあらわれると思いますし、先ほど紹介したようなネットオークションなども利用できるので、売却による有効な活用が期待できる物件だと思います。しかし、松鞍荘は行政財産として管理されており、教員住宅としての使用、または東日本大震災の避難住居などの特殊な事情以外には居住できないという制限があります。これを普通財産に変更すれば、売却を初めとする資産活用につなげることが可能になると考えられます。

このような観点から、松鞍荘の土地・建物を資産の有効活用として売却することはできな

いかという質問をいたしますが、この件につきましては、普通財産の売却になりますと総務部の管轄になりますので、総務部長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野倉和郎君） 総務部長 西部真宏君。

○総務部長（西部真宏君） 松鞍荘の有効活用として売却できないかとの御質問でございます。

松鞍荘につきましては、昭和60年2月に敷地面積597.5平米、建物2棟で総面積264平米、建築費が約4,600万円ほどで完成したもので、現在は行政財産として所管の教育委員会が維持管理を行っております。

行政財産は、公共用財産として庁舎や消防車庫、教育住宅などがあり、また公共用財産として道路や学校、市営住宅、公園などがあり、これらのものにつきましては原則として貸し付けなどの処分が禁止されております。これに対しまして普通財産は、行政財産と異なり、特定の行政目的に直ちに用いられるものではございませんので、これを貸し付けたり売り払ったりすることができるところでございます。

教員住宅として今後も利用見込みの立たない松鞍荘につきましては、行政財産のままでは処分することができないということでございますので、土地・建物につきまして行政財産としての他の用途での利活用も含め関係部署で協議を行い、その中で行政財産としての用に供しないものとの判断となれば、用途廃止手続等、所要の手続を経た後に普通財産へ所管がえを行い、売却も含め今後の方向について検討してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

売却を含めた方向で今後検討に入るという答弁をいただき、早期の実現による財源確保に寄与できるよう期待したいと思いますが、財務省では普通財産の遊休地などは早期に売却処分して歳入に組み入れることを積極的に促進しており、遊休地の売却は全国的な流れであると捉えられると思いますけれども、本市において他の遊休資産についても売却できるものはないのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

○議長（野倉和郎君） 総務部長 西部真宏君。

○総務部長（西部真宏君） 他の遊休資産についても売却できないかとの御質問でございますが、従来から市有財産の効率的な活用に取り組んでいるところでございますが、現在、普通財産として管理しております土地は約94万1,000平米で、そのうちの約86%に当たる81万3,500平米が山林でございます。残りの12万7,500平米のうち2万8,000平米ほど貸し付けをしており、土地貸付収入として年間約440万円ほどが納入されておまして、これが貴重な一般財源となっております。そのほかの遊休資産につきましても、自主財源の確保を進めることから、売却できる土地につきましては売却を図ることとしておまして、毎年数件ではありますが、売却による処分を行っております。ちなみに、平成24年度では2件で215万ほどの土地の売り払い収入がございました。

平成まちづくり改革における第2次集中改革プラン、これにおきましても市有財産の有効

活用や処分を推進項目の一つとして掲げておりまして、今後におきましても、普通財産である遊休資産の有効活用として、将来的にも利用見込みのない資産で売却できるものにつきましては、普通財産売却処分事務処理要綱等に基づきまして、入札等による売却を行うなど、自主財源の確保に今後もより一層努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

この質問につきましては、要望を最後をお願いしたいと思います。

遊休地の処分を実現させることで、少しでも自主財源確保につなげていただきたいと思います。特に松鞍荘の売却については、景気動向に左右されることもあるので、できるだけ早期に実現していただくように要望したいと思います。

続いて2番目の質問、土地開発公社の今後のあり方についてに移りたいと思います。

ただいまの質問でも触れましたが、自主財源の確保には、歳入のみにとらわれず、歳出にも留意して、改善が見込まれる歳出項目について検討することも必要であると考えます。

そこで、現在は保有している土地の管理業務のために存続しているような状態にあると思われ、土地開発公社について再度見直しを行い、今後のあり方について考えてみたいと思います。今までにも何人かの先輩議員の皆さんが土地開発公社の塩漬けの土地についてさまざまな観点から質問をされていますが、当初の目的にこだわらず、民間への売却や国の補助制度を活用した事業化、土地の有効な利用方法など一層の検討を進め、一般会計による買い戻しを含め、公社保有の土地の縮減と保有高の減少に努力していくという答弁をいただきながら今日に至っています。

全国的に見ても、各都市の土地開発公社の存在は財政への圧迫が大きく、総務省では平成21年度からそれぞれの自治体に向けて抜本的改革を行うよう要請しているところです。過去に事業目的で取得した土地が、その後の社会情勢の変化にそぐわず、売却するにも購入価格との差額が大きく、そのまま塩漬けになっている状況の中で当時の取得に要した借入金の金利負担を毎年支払っているのは、現在の財政事情ではもったいない支出と考えられます。

そこで、土地開発公社の平成24年度に支払った利息は幾らあるのか、また今までに支払った利息は総額で幾らになるのか、総務部長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野倉和郎君） 総務部長 西部真宏君。

○総務部長（西部真宏君） それでは、辻議員の御質問2点目、土地開発公社の今後のあり方について、昨年度支払った利息及び過去を含めた利息総額についてお答えいたします。

かつて美濃市土地開発公社は、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、市あるいは県の依頼に基づきまして、民間資金を活用して多くの公共用地等を先行取得し、市の発展に貢献してまいりました。特に平成7年度以降は真に事業に必要な用地以外の先行取得は厳しく制限してきておりまして、平成17年度以降、新たに取得の用地はござい

ません。しかしながら、平成7年以前に取得の公社保有地の中には、社会情勢の変化等に伴いまして当初の計画が見直しや中止となり、その後、他の用途も含め活用方法を考え努力してまいりましたが、その努力のかいもなく長期の保有となっている土地がございます。これまでに、利息の軽減を図るため入札による低利の借入金に切りかえたものの、これに伴う利息負担が続いている現状がございます。

さて、お尋ねの平成24年度におきます支払い利息でございますが、189万8,473円であり、また、平成25年3月末現在で保有の土地に対してこれまでに支払いました利息総額は1億6,581万2,353円となっているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

ただいまの答弁により、これまでに支払った利息の総額が1億6,500万円ほどになると伺い、改めて驚いているところでございます。

土地開発公社の平成24年度決算によれば、3月末の公有用地資産総額は前年度より約5,000万円減少し、約6億1,000万円と報告されていますが、これは公社保有地の一部を一般会計により買い戻した結果です。しかし、依然として利息の支払いは発生し、年間190万円ほどのもったいない支出が続くということになるわけです。一方、一般会計では4億1,500万円弱の実質黒字が報告されており、この黒字計上されました額は、将来の支出に備える基金として、あるいは補正予算として活用されます。

土地開発公社の現状は、土地取得や売却の動きがなく、決算状況に利払いの金額を減らししていく改善が期待できないため、利息負担のみが発生する状況が続くことになります。このような状況を打ち破るためには、昨年度実施されたような、一般会計により公社保有の土地を買い戻すことを提案したいと思います。

一括で買い戻しをするには6億円余の資金が必要となり難しいことだと思いますが、現在の財政状況なら、数年かけて年間5,000万円程度の買い戻しに対応できる予算措置は可能なのではないかと思います。全て買い戻すには10年以上かかりますが、毎年買い戻しを続けていくことは、利息支払いの額を縮小していくことで財政負担軽減になると考えます。今後を見詰めましても、新規事業の発生に伴いお金が必要となる可能性もありますし、高齢化社会に向けて財政への負担がますます高まっていく中で、現状の土地開発公社の金利支払いが続く状態は財政にとって少なからず負担になると思います。そういった意味では、一般会計による買い戻しの時期はここ数年がチャンスではないかと思います。

こうしたことを踏まえまして、公社保有の土地を一般会計で買い戻すことはできないか、お伺いしたいと思います。

○議長（野倉和郎君） 総務部長 西部真宏君。

○総務部長（西部真宏君） 一般会計で買い戻すことはできないかとの御質問でございますけれども、第5次総合計画の基本目標であります「持続可能な新しい公共による市民主役の市

政」の実現に向け、基本計画では市有財産の適正管理として、保有地の処分や事業計画の見直しなどを行い、公社の経営健全化に努めるとしております。

平成24年におきましては5,190万円ほどの買い戻しを行っておりまして、今後におきましても、市の行政運営の中で向こう5カ年の土地開発公社の経営健全化に関する計画、これに基づきまして、財政状況を見ながらではございますが、今年度から公社の保有土地を毎年約5,000万円弱程度の計画的な買い戻しを実施し、5年間で総額2億3,000万円ほどの買い戻しを行うことを目標としております。その結果、5年後の残高としまして3億8,000万円ほどになるものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

5年後の残高が約3億8,000万円ということになれば、現在の金利で推測しても利息は約100万円強となり、わずかではあっても負担軽減が実現できるということで大いに評価するところであり、補正予算等による対応を含めて今期からの施策に期待をしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、これから先に向けて、本市において土地開発公社を通じた土地取得の必要性について有無を断言することはできませんが、さきの質問にも答弁いただきましたように、買い戻しが進んでいけば土地開発公社の解散もあるのではないかと考えられます。土地開発公社の解散について今後どのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野倉和郎君） 総務部長 西部真宏君。

○総務部長（西部真宏君） 土地開発公社の解散についてどのように考えているかとの御質問でございますが、東海環状自動車道西回りルート of 7年後の完成に備え、アクセス道路としての主要幹線道路であります県道岐阜・美濃線の4車線化や、大矢田トンネルを含む上野・関線の整備促進を初め、これを結ぶ市道整備、あるいは多世代コミュニティー拠点の整備構想の検討もございまして、今後も公共用地の計画的な先行取得が必要となる場合も想定をいたしております。

したがって、市としましては機動的・弾力的な運用が対応可能な公社機能は必要であり、当面は存続をさせていきたいというふうに考えております。将来にわたり過度の財政負担を残すことのないように、今後におきましても計画的な対応を図るとともに、公社の経営健全化により一層努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございました。

要望を述べさせていただきたいと思います。

総務省では、土地開発公社の必要な検討を行い、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うよう要請していますが、本市では公社機能が必要であると、当面存続という結論に至った

ということです、過度の財産負担を残さないために計画的な健全化に努めるということ
を念頭に置いて、5年までといわず、公社存続に必要な最小残高になるまで健全化の措置を
継続していただけるよう要望して、2番目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

一般質問の最後は、市街地整備マスタープランについて行わせていただきます。

今回、美濃市市街地整備マスタープラン改訂版の概要が発表されました。美濃の市街地を、
にぎわいある町並みづくりをするため、今後具体的にどのように整備していくのかを、第1
章では中心市街地の現状と課題を示し、第2章では、中心市街地の活性化の基本理念と将来
都市像を実現するための3つのテーマを設定しています。第3章では3つのテーマに係る基
本的施策を上げ、第4章では、将来都市像実現のための重点施策についてまとめた大変すば
らしい構想であると思います。このマスタープランは平成8年に策定された構想ですが、目
の字地区の整備と伝建地区選定後の修景事業等は実施されてはいるものの、17年を経過した
現在も最終的な完成形には至っていないので、整備する内容などを見直しした改訂版である
と理解をしています。

市街地整備マスタープランは、範囲を中心市街地に限定した整備計画です。当然のことと
して美濃市全体の将来を見据えた都市計画マスタープランがあるわけで、この計画に従って
それぞれの区域を対象にした整備計画が策定されるのが手順であると考えています。しかし
ながら、今回、市街地整備マスタープランの改訂版は示されたものの、都市計画マスター
プラン改訂版については現在のところ示されていません。

そこで、総合的な計画策定にかかわる質問として総務部長にお尋ねいたしたいと思います。
市街地整備マスタープランの改定が行われましたが、都市計画マスタープランも当然見直し
されているものと思います。特定区域を対象とした市街地整備マスタープランは、幹線とな
る道路の構造や路線等、都市計画マスタープランと整合はとれているのか、お伺いしたいと
思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野倉和郎君） 総務部長 西部真宏君。

○総務部長（西部真宏君） それでは、辻議員の3点目、市街地整備マスタープランについて、
都市計画マスタープランと整合しているかについてお答えをいたします。

第1次市街地整備マスタープランにつきましては、美濃らしさあふれる市街地景観の形成
を目的に美濃地区を対象地区として平成8年3月に策定し、美濃市の顔とも言えるうだつの
上がる町並みを中心に、美濃地区のまちづくりを市民と行政とが一体となりまして取り組ん
でまいりました。その結果、伝建地区におきましては、電線地中化や修理修景、空き店舗の
活用、あかりアート展を初め各種イベントなど、町並み整備とソフト事業の実施によりまし
て交流人口の増加など、にぎわいが次第に向上してまいりました。しかしながら、そうした
努力によりにぎわいができた一方で、伝建地区周辺部におきましては、名鉄美濃町線の廃線、
後継者不足と商店など施設の老朽化による空家・空き店舗が増加し、にぎわいが薄れてきて
いる現状がございます。

こうした背景から、第2次市街地整備マスタープランでは、策定後17年を経過した市街地整備マスタープランを見直し、やがて開通される東海環状自動車道西回りルートなど、本市を取り巻く社会環境の変化等にも備え、諸計画とも整合性を図りながら、従来のにぎわっていた町並みを再構築することを目的に改定を行ったものでございます。

このプランは、第5次総合計画の基本理念であります「市民が創る キラリと光るオンリーワンのまちづくり」を実現するため、都市計画マスタープランや川の駅構想、歴史的風致維持向上計画などの各種関連計画、特に、策定中ではありますが、都市計画マスタープランとは整合性を図りつつ見直しを進めたところでございます。

御質問の点につきましては、都市計画マスタープランは、計画期間を平成26年度から10年間の予定で、現在、計画の改定作業を進めているところでございます。この計画の位置づけとしましては、上位計画である第5次総合計画及び岐阜県策定的美濃都市計画区域マスタープランに即し、かつ関連します市の景観計画、市街地整備マスタープラン、こうしたものと整合性を図るよう策定中でございます。並行して検討してまいりました市街地整備マスタープランの改定が先行するという形となりましたが、関連する計画につきましては、庁舎での関係職員によるワーキンググループ、検討委員会などを構成しており、整合性を図って策定を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

整合をとりながら進めているということでございます。

一方で、本年5月に吉川土地区画整理組合が発足し、土地区画整理事業がスタートしたわけですね。この区画整理事業の対象区域は市街地整備マスタープランに策定される範囲にあり、当該区域内には市民の触れ合いが生まれる拠点の候補地の計画があると伺っています。人口減少の歯どめ対策の一つとして有効活用が期待される事業ですが、幹線となる道路の計画は事業の成否につながる重要な事案です。既に基本図面ができていると伺っていますが、市民の触れ合いが生まれる拠点としての概要が定まらなないと、実施計画に進めないのではないかと心配しているところであります。

このような観点から、土地利用計画や道路計画という点で吉川土地区画整理事業と市街地整備マスタープランとの整合はとれているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野倉和郎君） 総務部長 西部真宏君。

○総務部長（西部真宏君） 吉川土地区画整理事業とは整合がとれているかとの御質問でございますが、市街地整備マスタープランは、うだつの上がる町並み地区の伝統文化核と、駅前周辺地区の市民交流核、小倉山周辺地区のレクリエーション核の3つの核と、これを結ぶ観光軸、交流軸の2つの軸で構成しております。その中で、区画整理事業予定地及びその周辺は、市民交流核の拠点施設を含む多世代コミュニティゾーンの形成を進める、市街地に残

されました貴重な開発可能区域であります。したがって、吉川土地区画整理事業とも常に連携をとり、土地利用、道路計画との整合性も含め調整を行っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございました。

中心市街地は、美濃市駅から美濃橋まで2キロメートルほど、目の字地区を中心に半径300メートルほどの範囲で歴史を感じる散策ができる、まさにゆっくり歴史とともに時間を楽しめる空間の提供ができるまちであります。それゆえに、整備のポイントは歴史的風致に配慮した土地利用にあると考えます。

中心市街地にも、今後どのような道路が新設されたり改良されるのかという基本的な都市計画があり、この中に存在する市所有あるいは民間所有のどのような建物が保存・活用されていくのかなど、具体的な全体像が見えるような市街地整備の計画図、例えば、観光客が美濃市駅から、あるいは最寄りの駐車場から目の字地区や川湊灯台、美濃橋まで歩く道筋が表示された計画図がもし示されているなら、まちづくりや地域振興に関心のある方々は、飲食店、土産物店や軒先利用のカフェを考えたり、町並みを生かしたイベントを企画するなど、それぞれが自分の夢や地域の未来を描くことができると思います。

また、市街地に町屋を活用したB&Bの宿泊施設をふやして滞在型観光地とするならば、いち早く計画を公開することで、区域内で将来を考えている若い世代に何をすべきか決断させるきっかけを与えることにもなると考えます。

このように、誰もが頭の中で夢や将来像が描けるには、全体像が見える計画図、町なか未来図といったようなものでしょうか、そういうものが必要であり、こういうものを市民に示すことによって、市民力を生かした中・長期的なまちづくり施策が可能になるのではないかと考えます。

以上を踏まえて、市街地整備事業の全体像が一目でわかるような都市計画として市民に示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野倉和郎君） 総務部長 西部真宏君。

○総務部長（西部真宏君） 市街地整備事業の全体像が一目でわかるような計画として市民に示すべきと考えるがどうかとの御質問でございます。

市街地整備マスタープランにつきましては、上位計画の第5次総合計画のもと、具体的な整備計画につきましては都市計画マスタープランや歴史的風致維持向上計画など、各種関連計画との整合を図りつつ進めるものでございます。

整備事業の全体像が一目でわかるような計画図につきましては、議員お話しのように、市民の皆様は全体像をお示ししていくべきであるというふうに考えております。市民の皆様の御意見をお伺いしている段階でございますが、市民の皆様の声をもとに、現在策定中の都市計画マスタープランや和紙の里周辺整備計画などの各種の計画策定がまとまった段階で、具

体的なイメージの整合を図り、概要版を初めとしてパワーポイント等も利用し、市民の皆様方にわかりやすくお示しできればと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（野倉和郎君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） ありがとうございます。

最後に要望を申し上げたいと思います。

答弁1、答弁2で、上位プランと整合を図りながら策定、検討していくという答弁をいただいておりますが、特に土地利用や道路におきましては、先行している関連計画が事実ありきとなって本来あるべき計画との整合を欠くことのないよう十分な検討、配慮のもとに進めていただきたいというふうをお願い申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野倉和郎君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時36分

○議長（野倉和郎君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 私は、一般質問2点を行います。まず1点目は、雇用環境の改善についてであります。2点目は、耕作放棄地の解消に向けた取り組みについてであります。

それでは1点目の、雇用環境の改善について質問をいたします。

政府が7月に行った完全失業率は3.8%となり、2カ月連続で4%の大台を下回りました。雇用状況の改善が統計から裏づけられた格好ですが、その実態はパートや短期の派遣などの非正規の仕事がふえただけとの見方が強く、専門家は、雇用はふえているが、賃金上昇にはつながっていないと指摘しております。東海3県でも雇用状況は改善し、厚労省が8月30日に発表した有効求人倍率は愛知が1.35倍、岐阜が1.09倍、三重が1.05倍と、前月と同じか、上がりました。しかし、愛知学院大学の野村教授は、ふえているのは非正規雇用だけ、経営者はまだ景気回復を疑っており、正社員をふやすことをためらっていると指摘されております。

実際、総務省によると、4月から6月の非正規社員数は前年同期比6%増の1,881万人、逆に正規社員数は同1.6%減の3,317万人です。アベノミクスで企業活動は活発化しておりますが、人件費の高い正社員ではなく、非正規で埋め合わせしているのが現状ではないかと思われます。非正規社員などが加盟している労働組合、名古屋北部青年ユニオンの原田書記長も、労働環境はむしろ悪化している、賃金が伸びない中で今消費税を上げれば、低所得者の暮らしを直撃するだけだと言っておられます。政府の経済指標では雇用環境は改善の兆しが出てきているとされておりますが、実際に職を探しても、希望する正社員の採用はほとんどあり